

事例研究 憲法 訂正表（第3・4刷）

「誤り」ではありませんが、より適切な資料に差し替えたり、刊行後に出された判例や文献の情報を追加したりしました。

<p>p 70</p>	<p>最終行 関連問題の下に以下の情報を追加。</p>	<p>最高裁大法廷は、2008年6月4日、国籍法3条1項が父母の婚姻により嫡出子の身分を取得した者に限り日本国籍の取得を認めていることについて、憲法14条1項に違反すると判示し、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生し、出生後に父から認知された子についても、日本国籍を取得することが認められるとした（判時2002号3頁）。</p>
<p>p 170</p>	<p>上から4行目 ...都道府県知事の承認によって...</p> <p>上から6行目 (1985〔昭60〕...同法7条1項、2項8号口、附則6条1項)。</p> <p>下から12行目 ...事情もあった(附則6条6項)。</p>	<p>承認の後に「(昭和36年改正により「申出」)」を入れる。 都道府県知事の承認(昭和36年改正により「申出」)によって</p> <p>1985...同法 【資料】 7条1項の後に 1号イを挿入 2項8号口、 トル 附則6条1項 附則5条1項1号参照と変更 (【資料】7条1項1号イ、附則5条1項1号参照)。</p> <p>附則の前に 【資料】を挿入 6条6項を 5条10項参照に変更 事情もあった(【資料】附則5条10項参照)。</p>

p 185	〔関連問題〕の2行目 仮に1986年改正の国民年金法...	1986年 1985年と変更 仮に1985年改正の国民年金法...
p 304	注(2)の最終行 ...『ドイツの憲法判例』(信山社、近刊)を参照いただきたい。	近刊 2008年と変更&頁数を挿入 ...『ドイツの憲法判例』(信山社、2008年)123頁以下を参照いただきたい。